

新旧対照条文

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行				
別表第一（第二十八条及び第三十条関係）	第一欄（届出動物等） （略） 五 鳥類に属する動物（指定検疫物を除く。）	第二欄（感染症） （略） ウエストナイル熱並びに高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	第三欄（事項） （略） 一 輸出の際に、ウエストナイル熱並びに高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの臨床症状を示していないこと。 二 出生以来飼養されていたものにあつては、日本国が加盟している国際機関が高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生していないとする地域のうち厚生労働大臣が指定する地域（次号において「指定地域」という。）で、保管施設（蚊の侵入を防止するための措置が講じられているものに限る。）	別表第一（第二十八条及び第三十条関係）	第一欄（届出動物等） （略） 五 鳥類に属する動物（指定検疫物を除く。）	第二欄（感染症） （略） ウエストナイル熱及び高病原性鳥インフルエンザ	第三欄（事項） （略） 一 輸出の際に、ウエストナイル熱及び高病原性鳥インフルエンザの臨床症状を示していないこと。 二 出生以来飼養されていたものにあつては、日本国が加盟している国際機関が高病原性鳥インフルエンザの発生していないとする地域のうち厚生労働大臣が指定する地域（次号において「指定地域」という。）で、保管施設（蚊の侵入を防止するための措置が講じられているものに限る。）において、過去二十一日間又は

(略)	
(略)	
三(略) (略)	において、過去二十 一日間又は出生以来 保管されていたこと
(略)	
(略)	
三(略) (略)	出生以来保管されて いたこと。